

○ 国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け7構改D第158号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第4 （略）</p>	<p>第1～第4 （略）</p>
<p>第5 要綱第4の2の（2）の②又は要綱第4の3の（3）の①の受益地のうち、基幹事業（要綱第4の2の（1）又は要綱第4の3の（1）に規定する基幹事業をいう。以下同じ。）を除いた部分について施行する基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業（要綱第4の2の（1）又は要綱第4の3の（1）に規定する基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業をいう。以下同じ。）は、<u>要綱第10の2</u>の基準によるものとする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、<u>要綱第10の2</u>の基準にかかわらず、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破砕又は除礫を含む。）を併せ行うことができるものとする。</p> <p>なお、<u>要綱第10の2</u>の基準によらずに実施される農業用道路については、産地収益力向上又は牧草・飼料作物生産の生産性向上を主たる目的とするものとし、その延長が1,000メートル未満であるものに限る。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>	<p>第5 要綱第4の2の（2）の②又は要綱第4の3の（3）の①の受益地のうち、基幹事業（要綱第4の2の（1）又は要綱第4の3の（1）に規定する基幹事業をいう。以下同じ。）を除いた部分について施行する基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業（要綱第4の2の（1）又は要綱第4の3の（1）に規定する基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業をいう。以下同じ。）は、<u>要綱第9の2</u>の基準によるものとする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、<u>要綱第9の2</u>の基準にかかわらず、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破砕又は除礫を含む。）を併せ行うことができるものとする。</p> <p>なお、<u>要綱第9の2</u>の基準によらずに実施される農業用道路については、産地収益力向上又は牧草・飼料作物生産の生産性向上を主たる目的とするものとし、その延長が1,000メートル未満であるものに限る。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>
<p>第6 市町村長又は都道府県知事（以下「知事」という。）は、要綱第4の1の（1）の②の参加・体験型農園の整備を行おうとする場合は、別記様式第1号により参加・体験型農園の整備に関する計画書を作成し、市町村長が作成する場合にあっては知事と調整の上、知事を経由して、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第1項、法第85条の2第1項又は法第85条の3第6項の本事業の施行申請に併せて、地方農政局長（北海道にあっては、農村振興局長。第9及び第14において同じ。）に<u>提出するものとする。</u></p>	<p>第6 市町村長又は都道府県知事（以下「知事」という。）は、要綱第4の1の（1）の②の参加・体験型農園の整備を行おうとする場合は、別記様式第1号により参加・体験型農園の整備に関する計画書を作成し、市町村長が作成する場合にあっては知事と調整の上、知事を経由して、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第1項、法第85条の2第1項又は法第85条の3第6項の本事業の施行申請に併せて、地方農政局長（北海道にあっては、農村振興局長。第9及び第14において同じ。）に<u>提出するものとする。</u></p>
<p>第7～第11 （略）</p>	<p>第7～第11 （略）</p>
<p>第12 要綱第4の2の（2）の①の「農村振興局長が別に定めるもの」とは次のとおりとする。</p> <p>（1）要綱第4の2の（2）の①の次世代農業農村振興計画は、土地改良長期計画（<u>法</u>第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）に定める成果目標等を踏まえて作成するものとし、事業実施区域を対象として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア～コ （略）</p> <p>（2）～（5）（略）</p>	<p>第12 要綱第4の2の（2）の①の「農村振興局長が別に定めるもの」とは次のとおりとする。</p> <p>（1）要綱第4の2の（2）の①の次世代農業農村振興計画は、土地改良長期計画（<u>土地改良法</u>第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）に定める成果目標等を踏まえて作成するものとし、事業実施区域を対象として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア～コ （略）</p> <p>（2）～（5）（略）</p>
<p>第13 （略）</p>	<p>第13 （略）</p>

改正後	現 行
<p>第14 要綱第4の2の(2)の③の「農村振興局長が別に定める基準」とは次のとおりとする。なお、担い手の選定に当たっては、それぞれの地域の実情を勘案できるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 地域計画(経営基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(経営基盤強化法第19条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。)であること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>第15 (略)</p> <p>第16 要綱第4の2の(2)の③及び要綱第4の3の(3)の②の「農村振興局長が別に定める経営等農地」とは、所有権、利用権(経営基盤強化法第4条第3項第1号の利用権をいう。)等の権利に基づき、又は農作業受託(基幹ほ場3作業又はそれに準ずる作業の受託を行っているものをいう。)により集積された農地をいう。</p> <p>第17～第24 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第15号 (略)</p>	<p>第14 要綱第4の2の(2)の③の「農村振興局長が別に定める基準」とは次のとおりとする。なお、担い手の選定に当たっては、それぞれの地域の実情を勘案できるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2に定める人・農地プラン(人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。)及び実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。)2の(1)に定める実質化された人・農地プラン(実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。)をいう。)をいう。)において地域の中心となる経営体に位置付けられていること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>第15 (略)</p> <p>第16 要綱第4の2の(2)の③及び要綱第4の3の(3)の②の「農村振興局長が別に定める経営等農地」とは、所有権、利用権(経営基盤強化法第4条第4項第1号の利用権をいう。)等の権利に基づき、又は農作業受託(基幹ほ場3作業又はそれに準ずる作業の受託を行っているものをいう。)により集積された農地をいう。</p> <p>第17～第24 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第15号 (略)</p>

附 則

- 1 この通知は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領第14の(5)に規定されている中心経営体については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。